

訪問看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
精神科訪問看護指示に基づき精神科訪問看護を受けている期間については、医療保険の給付対象となるため、同一日に介護保険の訪問看護費は算定しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1. 基本報酬 指定訪問看護ステーションの場合			
<ul style="list-style-type: none"> ・20分未満 314単位 ・30分未満 471単位 ・30分以上1時間未満 823単位 ・1時間以上1時間30分未満 1,128単位 ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(理学療法士等)の場合 294単位 (※理学療法士等が1日3回以上訪問看護を行った場合は90/100を算定) 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 基本報酬 病院又は診療所の場合			
<ul style="list-style-type: none"> ・20分未満 266単位 ・30分未満 399単位 ・30分以上1時間未満 574単位 ・1時間以上1時間30分未満 844単位 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 訪問看護指示の有効期限			
訪問看護ステーションにあっては、主治の医師の判断に基づいて交付(2か所以上の訪問看護ステーションからの訪問看護の場合は各ステーションごとに交付)された指示書の有効期間内に訪問看護を行った場合に訪問看護費を算定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 20分未満の訪問看護費の算定			
<p>(1) 20分未満の訪問看護は、短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し、日中等の訪問看護における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提として行われるものであること。</p> <p>したがって、居宅サービス計画又は訪問看護計画において20分未満の訪問看護のみが設定されることは適切ではなく、20分以上の保健師又は看護師による訪問看護を週1回位以上含む設定とすること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
点検事項	満たす	満たさない	
(2) 20分未満の訪問看護は、訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として「緊急時訪問看護加算」の届け出をしている必要があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 通院が困難な利用者			
訪問看護は「通院が困難な利用者」に対して給付することとされているが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護の提供が必要と判断された場合は訪問看護を算定できること。加えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護については、指定通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合であって、ケアマネジメントの結果、看護職員と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連携した家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合に、訪問看護費を算定できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 准看護師の訪問		所定単位数の90/100	
准看護師による訪問看護が含まれる場合には、当該訪問看護費は、准看護師による訪問看護費を算定する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、理学療法士等)の訪問		1回につき294単位 ※1日3回以上の場合は90/100	
(1) 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること。 ※利用者等に説明し、同意を得ること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、1回当たり20分以上訪問看護を実施することとし、1人の利用者につき週に6回を限度として算定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護(看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む)の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員(准看除く)と理学療法士等が連携し作成すること。報告書には、理学療法士等が提供した訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有 満たす	請求実績有 満たさない	請求実績無
<p>(4) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行うこと。</p> <p>※利用開始時…利用者が過去2月間(暦月)において、当該訪問看護事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護を含む。)を受けていない場合であって、新たに計画書を作成する場合をいう。</p> <p>※定期的な訪問…主治医からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際に訪問することをいう。(少なくとも概ね3か月に1回程度)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(5) 事業所における前年の4月から当該年の3月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算すること。</p> <p>前年の4月から当該年の3月までの期間に、看護職員の訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上であっても、算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)、看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれも算定していない場合は、理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>8. 高齢者虐待防止措置未実施減算 利用者全員に対して所定単位数の100分の1を減算</p>			
次に掲げる措置を講じていない場合は事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について利用者全員について減算する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1) 事業所における高齢者虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 事業所における高齢者虐待の防止のための指針を整備していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 事業所において、従業者に対し、高齢者虐待の防止のための研修を定期的に(年に1回以上)実施していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) (1)から(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
点検事項	満たす	満たさない	
9. 業務継続計画の未策定減算	利用者全員に対して1日につき所定単位数の100分の1を減算		
<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていること。</p> <p>※基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。</p> <p>※令和7年3月31日までの間、減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	1月につき2,961単位を算定 ※准看護師による指定訪問看護は98/100		
<p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携して訪問看護を行い、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準(※)に適合している事業所であること。</p> <p>※連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の名称、住所その他の必要な事項を市に届け出ている指定訪問看護事業所。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(2) 通院が困難な利用者に対して、主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき、看護師等(保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)が訪問看護を行うこと。</p> <p>※准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数の98/100に相当する単位数を算定する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(3) 保健師、看護師又は准看護師が要介護5である利用者に対して訪問看護を行った場合は、1月につき800単位を加算する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(4) 24時間サービス提供ができる体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届出をしている必要があること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 夜間加算	1回につき所定単位数の25/100相当単位数を加算		
18時～22時に訪問看護を行った場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
点検事項	満たす	満たさない	
12. 早朝加算	1回につき所定単位数の25/100相当単位数を加算		
6時～8時に訪問看護を行った場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 深夜加算	1回につき所定単位数の50/100相当単位数を加算		
22時～6時に訪問看護を行った場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. 複数名訪問加算(Ⅰ) 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	・30分未満の場合:254単位 ・30分以上の場合:402単位		
(1)同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族の同意を得ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)次のいずれかに該当していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③その他利用者の状況等から判断して、①、②に準ずると認められる場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14-2. 複数名訪問加算(Ⅱ) 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	・30分未満の場合:201単位 ・30分以上の場合:317単位		
(1)看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行うことについて利用者又はその家族の同意を得ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が1名、看護補助者が1名であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「看護補助者」とは、訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者のことで資格は問わない。秘密保持や医療安全等の観点から、訪問看護事業所に雇用されている必要があるが、指定基準の人員に含まれない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
(3) 次のいずれかに該当していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
① 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ その他利用者の状況等から判断して、①、②に準ずると認められる場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15. 長時間訪問看護(1時間30分以上の訪問看護)	1回につき300単位を加算			
(1) 特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの)に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後に引き続き指定訪問看護を行う場合であって、当該指定訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上である場合に算定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 当該加算については、保健師又は看護師が行う場合であっても、准看護師が行う場合であっても、同じ単位を算定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16. 同一建物減算				
訪問看護のサービス提供については、以下に該当する場合に10%減算とされているが、建物の範囲等を見直し、いずれの場合も有料老人ホーム等(※)以外の建物も対象。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅				
(1)ア. 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内若しくは同一の建物に居住する者である。 (次の(2)に該当する場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の90を算定(10%減算)

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求実績無	
点検事項	満たす	満たさない		
イ. ア以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内若しくは同一の建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の85を算定(15%減算)
(3)上記(1)又は(2)による減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、上記(1)又は(2)による減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17. 特別地域訪問看護加算				・訪問看護費イ及びロの場合 1回につき所定単位数の100分の15を加算 ・訪問看護費ハの場合 1月につき所定単位数の100分の15を加算
厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定訪問看護を行っていること。 【厚生労働大臣の定める地域 平24告120】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
18. 中山間地域等における小規模事業所加算	・訪問看護費イ及びロの場合 1回につき所定単位数の100分の10を加算 ・訪問看護費ハの場合 1月につき所定単位数の100分の10を加算		
(1) 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定訪問看護を行っていること。 【厚生労働大臣が定める地域 平21告83・一】 ① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ② 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 前年度の1月当たりの平均延べ訪問回数が100回以下の事業所であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	・訪問看護費イ及びロの場合 1回につき所定単位数の100分の5を加算 ・訪問看護費ハの場合 1月につき所定単位数の100分の5を加算		
(1) 事業所の看護師等が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて指定訪問看護を行っていること。 【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】 ① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ② 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) ③ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
点検事項	満たす	満たさない	
(2) 通常の実施地域に、上記の厚生労働大臣の定める地域が含まれていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 通常の事業実施地域を超えた時に生ずる交通費を受領していないこと。 ※高速代や有料駐車場に止めた時の駐車代も別途請求はできない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 所定単位数には緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を含まないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20. 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通			
(1) 利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制(電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制)にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合であること。 ※利用者又は家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。 緊急時訪問看護加算に係る連絡相談を担当する者は、原則として当該訪問看護事業所の保健師又は看護師とする。 次に掲げる事項のいずれにも該当し、利用者又は家族等からの連絡相談に支障がない体制を構築している場合には、当該訪問看護事業所の保健師又は看護師以外の職員に連絡相談を担当させても差し支えない。 ア 保健師又は看護師以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されていること。 イ 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていること。 ウ 当該訪問看護事業所の管理者は、連絡相談を担当する保健師又は看護師以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること。 エ 保健師又は看護師以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師又は看護師へ報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録すること。 オ アからエまでについて、利用者及び家族等に説明し、同意を得ること。 カ 指定訪問看護事業者は、連絡相談を担当する保健師又は看護師以外の職員について届け出させること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 当該体制にある旨及び緊急時訪問を行う体制にある場合には加算を算定する旨を利用者に説明し、同意を得た場合に加算すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
(3) 当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数を算定すること。この場合は、居宅サービス計画の変更を要する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 緊急時訪問を行った場合は、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できないこと。ただし、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 当該加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定可能であること。そのため、他の事業所で当該加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算する。 当該加算を算定した同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の緊急時訪問看護加算及び及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の看護小規模多機能型居宅介護における緊急時対応加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20-2. 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	訪問看護ステーション ⇒ 1月につき600単位を加算 病院又は診療所 ⇒ 1月につき325単位を加算		
(1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)を算定する場合は、次に掲げる項目のうち、次のア又はイを含むいずれか2項目以上を満たす必要があること。 ア 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保 イ 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回)まで ウ 夜間対応後の暦日の休日確保 エ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫 オ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減 カ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
20-3. 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	訪問看護ステーション ⇒ 1月につき574単位を加算 病院又は診療所 ⇒ 1月につき315単位を加算		
利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21. 専門管理加算	1月に1回に限り250単位を加算		
イ、口いずれかに該当するもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
イ 悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者(重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる利用者(在宅での療養を行っているものに限る。))にあっては真皮まで状態の利用者)、人工肛門若しくは人工膀胱を増設している者で管理が困難な利用者に対して、それらの者の主治の医師から交付を受けた訪問看護指示書に基づき、指定訪問看護事業所に配置されている、次のいずれかの研修を受けた看護師が、定期的(1月に1回以上)に指定訪問看護を行うとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定する。 a 緩和ケアに係る専門の研修 b 褥瘡ケアに係る専門の研修 c 人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ロ 特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とする次の行為に係る研修を修了した看護師が、定期的(1月に1回以上)に指定訪問看護を行うとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定する。 なお、手順書について、主治の医師と共に、利用者の状態に応じて手順書の妥当性を検討すること。 a 気管カニューレの交換 b 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 c 膀胱ろうカテーテルの交換 d 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 e 創傷に対する陰圧閉鎖療法 f 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 g 脱水症状に対する輸液による補正	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
22. 特別管理加算(Ⅰ)	1月につき500単位を加算		
(1) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のイに規定する状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合であること。			
イ. 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 計画的な管理を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 症状が重篤の場合には、速やかに医師による診療を受診できるような支援を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 当該加算を算定した同月に定期巡回及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合は、各サービスにおける特別管理加算は算定できない。 また、同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算の算定もできないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22-2. 特別管理加算(Ⅱ)	1月につき250単位を加算		
(1) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のロ、ハ、ニ、ホ(下記参照)に規定する状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ロ. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ハ. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ニ. 真皮を越える褥瘡の状態にある者であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ホ. 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある者であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 計画的な管理を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 症状が重篤の場合には、速やかに医師による診療を受診できるような支援を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
点検事項	満たす	満たさない	
(5) 当該加算を算定した同月に定期巡回及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合は、各サービスにおける特別管理加算は算定できない。 また、同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算の算定もできないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23. ターミナルケア加算	当該者の死亡月に2,500単位を加算		
(1) 在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合であること。 ※当該利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に訪問看護を行っている場合は、1日以上。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 次の厚生労働大臣が定める基準に適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①ターミナルケアを受ける利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ターミナルケアを提供について、利用者の心身の状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 次の厚生労働大臣が定める状態にある利用者であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸(けい)髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態。 ②急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態。 ③末期の悪性腫瘍である状態。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
(4)ターミナルケア提供について、次に掲げる事項を訪問看護記録書に記録していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録。 ※厚生労働省「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者等と十分な連携を図るよう努めること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7)ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8)当該加算を算定した同月に定期巡回及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合は、各サービスにおけるターミナルケア加算は算定できない。 また、同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算の算定もできないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24. 主治の医師の特別な指示	・特別指示の交付の日から14日間に限り訪問看護費の算定はできない		
【訪問看護ステーション及び病院又は診療所】 主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)から、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示(訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付)があった場合は、交付の日から14日間に限って訪問看護費は算定しないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24-2. 主治の医師の特別な指示	・特別指示の日数に応じて、1日につき97単位を所定単位数から減算		
【定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う事業所】 主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)が当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
点検事項	満たす	満たさない	
25. 初回加算(Ⅰ)	1月につき350単位を加算 ※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可		
新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25-2. 初回加算(Ⅱ)	1月につき300単位を加算 ※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可		
利用者が過去2月間(歴月)において、当該事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護を含む。)の提供を受けていない場合であって、新たに訪問看護計画書を作成した場合であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26. 遠隔死亡診断補助加算	当該者の死亡月に150単位を加算		
連携する保険医療機関において死亡診断加算を算定する利用者(特別地域に居住する利用者)について、主治の医師の指示により、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、厚生労働省「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づき、主治の医師による情報通信機器を用いた死亡診断の補助を行った場合であること。 なお、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修とは、厚生労働省「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づく「法医学等に関する一定の教育」であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27. 退院時共同指導加算	当該退院又は退所につき1回に限り600単位を加算		
(1)入院又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供すること。)を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合であること。 ・初回の訪問看護を実施した日に算定すること。なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できる。 テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該者又はその看護に当たる者の同意を得なければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
<p>(2) 退院又は退所につき、1回(特別な管理を必要とする利用者については、2回)に限り算定していること。</p> <p>・2回の当該加算の算定が可能である利用者に対して複数の訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能であること。</p> <p>・複数の訪問看護ステーション等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関、介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の訪問看護ステーション等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 初回加算を算定する場合は退院時共同指導加算は算定しないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>(4) 当該加算を算定した同月に定期巡回及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合は、各サービスにおける退院時共同指導加算は算定できない。</p> <p>また、同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算の算定もできないこと。(特別な管理を必要とする利用者に対する場合を除く。)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28. 看護・介護職員連携強化加算	1月に1回に限り250単位を加算		
(1) 訪問看護事業所の看護職員が、指定訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 指定訪問介護事業所の訪問介護員等と同行し、利用の居宅において業務の実施状況について確認した場合又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 訪問介護員等と同行訪問したした場合や会議に出席した場合は、その内容を訪問看護記録書に記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 当該加算は、訪問介護員等と同行訪問を実施した日又は会議に出席した日の属する月の初日の訪問看護の実施日に加算すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
(5) 訪問看護が24時間行える体制を整えている事業所として「緊急時訪問看護加算」の届出をしていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 訪問介護員等と同行し、たんの吸引等の実施状況を確認する際、通常の訪問看護の提供以上に時間を要した場合であっても、ケアプラン上に位置づけられた訪問看護費を算定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(7) 訪問介護員等のたんの吸引等に係る基礎的な技術取得や研修目的で、訪問看護事業所の看護職員が同行訪問を実施した場合は、当該加算及び訪問看護費は算定できないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
29. 看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき550単位を加算 ※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可			
(1) 算定日が属する月の前6月の利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 算定日が属する月の前6月の利用者総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が20%以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 算定日が属する月の前12月に、ターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 医療機関と連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましいこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) 当該加算の算定に当たっては看護師等が、加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 訪問看護事業所の利用者によって看護体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を選択的に算定することができないものであり、当該訪問看護事業所においていずれか一方のみを届出すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(7) 訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上であること。(訪問看護ステーションである場合)(令和5年4月1日施行)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
29-2. 看護体制強化加算(Ⅱ)	1月につき200単位を加算 ※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可		
(1)算定日が属する月の前6月の利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)算定日が属する月の前6月の利用者総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が20%以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)算定日が属する月の前12月に、ターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)医療機関と連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましいこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)当該加算の算定に当たっては看護師等が、加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)訪問看護事業所の利用者によって看護体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を選択的に算定することができないものであり、当該訪問看護事業所においていずれか一方のみを届出すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7)訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が60%以上であること。(訪問看護ステーションである場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30. 口腔連携強化加算	1月に1回に限り50単位		
(イ)事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行うこと。 歯科訪問診療料の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(ロ)次のいずれかにも該当しないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)他の介護サービス事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
(2)当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、居宅療養管理指導事業所が、歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31. サービス提供体制強化加算			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)は、いずれか一方のみを算定する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31-2. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		・訪問看護費イ及びロの場合1回につき6単位 ・訪問看護費ハの場合1月につき50単位	
(1)事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所の看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)当該事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)当該事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31-3. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		・訪問看護費イ及びロの場合1回につき3単位を加算 ・訪問看護費ハの場合1月につき25単位を加算	
(1)事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所の看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)当該事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)当該事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
32. イ 介護職員等処遇改善加算			
次の(1)～(8)のいずれにも適合すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(1)当該事業所の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4)当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6)当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(一)当該事業所の任用の際における職責又は職務内容等の要件(当該事業所の職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(二)(一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(三)当該事業所の職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(四)(三)について、全ての当該事業所の職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(9)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。			
(一)ケアプランデータ連携システムを利用していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(二)連携推進法人に所属していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

介護予防訪問看護費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
精神科訪問看護指示に基づき精神科訪問看護を受けている期間については、医療保険の給付対象となるため、同一月に介護保険の訪問看護費は算定しない。 ※平成30年度明確化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1. 基本報酬 指定介護予防訪問看護ステーションの場合			
<ul style="list-style-type: none"> ・20分未満 303単位 ・30分未満 451単位 ・30分以上1時間未満 794単位 ・1時間以上1時間30分未満 1,090単位 ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 284単位 (※1日3回以上の場合は90/100) 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 基本報酬 病院又は診療所の場合			
<ul style="list-style-type: none"> ・20分未満 256単位 ・30分未満 382単位 ・30分以上1時間未満 553単位 ・1時間以上1時間30分未満 814単位 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 20分未満の介護予防訪問看護費の算定			
(1) 20分未満の介護予防訪問看護は、短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し、日中等の介護予防訪問看護における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提として行われるものであること。 したがって、介護予防サービス計画又は介護予防訪問看護計画において20分未満の介護予防訪問看護のみが設定されることは適切ではなく、20分以上の保健師又は看護師による介護予防訪問看護を週1回位以上含む設定とすること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 20分未満の介護予防訪問看護は、介護予防訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として「緊急時介護予防訪問看護加算」の届け出をしている必要があること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 通院が困難な利用者			
介護予防訪問看護は「通院が困難な利用者」に対して給付することとされてるが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可欠な者に対して、介護予防ケアマネジメントの結果、介護予防訪問看護の提供が必要と判断された場合は介護予防訪問看護を算定できること。加えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護については、通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合であって、ケアマネジメントの結果、看護職員と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連携した家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合に、介護予防訪問看護費を算定できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
5. 准看護師の訪問	所定単位数の90/100			
准看護師による介護予防訪問看護が含まれる場合には、当該介護予防訪問看護費は、准看護師による介護予防訪問看護費を算定する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問	1回につき284単位 ※1日3回以上の場合は50/100			
(1) 理学療法士等による介護予防訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること。 ※利用者等に説明し、同意を得ること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護は、1回当たり20分以上訪問看護を実施することとし、1人の利用者につき週に6回を限度として算定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 理学療法士等が介護予防訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護(看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む)の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書について、看護職員(准看除く)と理学療法士等が連携し作成すること。報告書には、理学療法士等が提供した訪問介護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成にあたっては、介護予防訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行うこと。 ※利用開始時・・・利用者が過去2月間(暦月)において、当該介護予防訪問看護事業所から介護予防訪問看護(医療保険の訪問看護を含む。)を受けていない場合であって、新たに計画書を作成する場合をいう。 ※定期的な訪問・・・主治医からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際に訪問することをいう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) 事業所における前年の4月から当該年の3月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算すること。 前年の4月から当該年の3月までの期間に、看護職員の訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上であっても、算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)、看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれも算定していない場合は、理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
(6)利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算する。 12月を超えて行う場合であって、前年度の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合(施設基準に該当)は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7. 高齢者虐待防止措置未実施減算	利用者全員に対して所定単位数の1%減算			
次に掲げる措置を講じていない場合は事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について利用者全員について減算する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(1)事業所における高齢者虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)事業所における高齢者虐待の防止のための指針を整備していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)事業所において、従業者に対し、高齢者虐待の防止のための研修を定期的に(年に1回以上)実施していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4)(1)から(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8. 業務継続計画の未策定減算	利用者全員に対して1日につき所定単位数の1%減算			
感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていること。 ※基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。 ※令和7年3月31日までの間、減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9. 夜間加算	1回につき所定単位数の25/100相当単位数を加算			
18時~22時に介護予防訪問看護を行った場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
10. 早朝加算	1回につき所定単位数の25/100相当単位数を加算		
6時～8時に介護予防訪問看護を行った場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 深夜加算	1回につき所定単位数の50/100相当単位数を加算		
22時～6時に介護予防訪問看護を行った場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. 複数名訪問加算(I) 2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合	・30分未満の場合:254単位 ・30分以上の場合:402単位		
(1)同時に複数の看護師等により介護予防訪問看護を行うことについて利用者又はその家族の同意を得ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)次のいずれかに該当していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①利用者の身体的理由により一人の看護師等による介護予防訪問看護が困難と認められる場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③その他利用者の状況等から判断して、①、②に準ずると認められる場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12-2. 複数名訪問加算(II) 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	・30分未満の場合:201単位 ・30分以上の場合:317単位		
(1)看護師等が看護補助者と同時に介護予防訪問看護を行うことについて利用者又はその家族の同意を得ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が1名、看護補助者が1名であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
「看護補助者」とは、介護予防訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者のことで資格は問わない。秘密保持や医療安全等の観点から、介護予防訪問看護事業所に雇用されている必要があるが、指定基準の人員に含まれない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)次のいずれかに該当していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①利用者の身体的理由により一人の看護師等による介護予防訪問看護が困難と認められる場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③その他利用者の状況等から判断して、①、②に準ずると認められる場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13. 長時間訪問看護(1時間30分以上の訪問看護)	1回につき300単位を加算			
(1) 特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの)に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定介護予防訪問看護を行った後に引き続き指定介護予防訪問看護を行う場合であって、当該指定介護予防訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上である場合に算定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 当該加算については、保健師又は看護師が行う場合であっても、准看護師が行う場合であっても、同じ単位を算定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14. 同一建物減算				
介護予防訪問看護のサービス提供については、以下に該当する場合に10%減算とされていますが、建物の範囲等を見直し、いずれの場合も有料老人ホーム等(※)以外の建物も対象とされました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (1) ア.事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内若しくは同一の建物に居住する者である。 (次の(2)に該当する場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の90を算定(10%減算)
イ.ア以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内若しくは同一の建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の85を算定(15%減算)
(3) 上記(1)又は(2)による減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、上記(1)又は(2)による減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 正当な理由なく、事業所において、前6月間に提出した訪問看護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者((2)に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の88を算定(12%減算)

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
15. 特別地域介護予防訪問看護加算	1回につき所定単位数の100分の15を加算			
厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定介護予防訪問看護を行っていること。 【厚生労働大臣の定める地域 平24告120】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16. 中山間地域等における小規模事業所加算	1回につき所定単位数の100分の10を加算			
(1)厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定介護予防訪問看護を行っていること。 【厚生労働大臣が定める地域 平21告83・一】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)前年度の1月当たりの延べ訪問回数が5回以下の事業所であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
17. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1回につき所定単位数の100分の5を加算			
(1) 事業所の看護師等が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて指定介護予防訪問看護を行っていること。				
<p>【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】</p> <p>① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)</p> <p>② 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)</p> <p>③ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 通常の実施地域に、上記の厚生労働大臣の定める地域が含まれていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 通常の実施地域を超えた時に生ずる交通費を受領していないこと。 ※ 高速代や有料駐車場に止めた時の駐車代も別途請求はできない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果			請求実績無
	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
18. 緊急時介護予防訪問看護加算(共通)				
<p>(1)利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制(電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制)にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合であること。 ※利用者又は家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。 緊急時介護予防訪問看護加算に係る連絡相談を担当する者は、原則として当該介護予防訪問看護事業所の保健師又は看護師とする。 次に掲げる事項のいずれにも該当し、利用者又は家族等からの連絡相談に支障がない体制を構築している場合には、当該介護予防訪問看護事業所の保健師又は看護師以外の職員に連絡相談を担当させても差し支えない。 ア 保健師又は看護師以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されていること。 イ 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていること。 ウ 当該介護予防訪問看護事業所の管理者は、連絡相談を担当する保健師又は看護師以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること。 エ 保健師又は看護師以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師又は看護師へ報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録すること。 オ アからエまでについて、利用者及び家族等に説明し、同意を得ること。 カ 指定介護予防訪問看護事業者は、連絡相談を担当する保健師又は看護師以外の職員について届け出させること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>(2)当該体制にある旨及び緊急時訪問を行う体制にある場合には加算を算定する旨を利用者に説明し、同意を得た場合に加算すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<p>(3)当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数を算定すること。この場合は、介護予防サービス計画の変更を要する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
(4) 緊急時訪問を行った場合は、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算は算定できないこと。 ただし、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) 当該加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定可能であること。そのため、他の事業所で当該加算に係る介護予防訪問看護を受けていないか確認すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる介護予防訪問看護を行った日の所定単位数に加算する。当該加算を介護保険で請求した場合は、同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18-2. 緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅰ)	訪問看護ステーション ⇒ 1月につき600単位を加算 病院又は診療所 ⇒ 1月につき325単位を加算			
(1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。 緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅰ)を算定する場合は、次に掲げる項目のうち、次のア又はイを含むいずれか2項目以上を満たす必要があること。 ア 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保 イ 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続(2回)まで ウ 夜間対応後の暦日の休日確保 エ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫 オ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減 カ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18-3. 緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅱ)	訪問看護ステーション ⇒ 1月につき574単位を加算 病院又は診療所 ⇒ 1月につき315単位を加算			
利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
19. 専門管理加算	1月に1回に限り250単位を加算		
イ、口いずれかに該当するもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
イ 悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者、真皮を越える褥瘡の状態にある利用者(重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる利用者(在宅での療養を行っているものに限る。)にあつては真皮まで状態の利用者)、人工肛門若しくは人工膀胱を増設している者で管理が困難な利用者に対して、それらの者の主治の医師から交付を受けた訪問看護指示書に基づき、指定介護予防訪問看護事業所に配置されている、次のいずれかの研修を受けた看護師が、定期的(1月に1回以上)に指定介護予防訪問看護を行うとともに、当該利用者に係る指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定する。 a 緩和ケアに係る専門の研修 b 褥瘡ケアに係る専門の研修 c 人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ロ 特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とする次の行為に係る研修を修了した看護師が、定期的(1月に1回以上)に指定介護予防訪問看護を行うとともに、当該利用者に係る指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定する。 なお、手順書について、主治の医師と共に、利用者の状態に応じて手順書の妥当性を検討すること。 a 気管カニューレの交換 b 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 c 膀胱ろうカテーテルの交換 d 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 e 創傷に対する陰圧閉鎖療法 f 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 g 脱水症状に対する輸液による補正	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20. 特別管理加算(Ⅰ)	1月につき500単位を加算		
(1)特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のイに規定する状態にある者に対して指定介護予防訪問看護を行う場合であること。 イ.在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
(2) 計画的な管理を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 症状が重篤の場合には、速やかに医師による診療を受診できるような支援を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) 当該加算を算定した同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算の算定はできないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20-2. 特別管理加算(Ⅱ)	1月につき250単位を加算			
(1) 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のロ、ハ、ニ、ホ(下記参照)に規定する状態にある者に対して指定介護予防訪問看護を行う場合であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ロ. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ハ. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ニ. 真皮を越える褥瘡の状態にある者であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ホ. 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある者であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 計画的な管理を行っていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 症状が重篤の場合には、速やかに医師による診療を受診できるような支援を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) 当該加算を算定した同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算の算定はできないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
21. 主治の医師の特別な指示	特別指示の交付の日から14日間に限り介護予防訪問看護費の算定はできない			
主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)から、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の介護予防訪問看護を行う必要がある旨の特別指示(訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付)があった場合は、交付の日から14日間に限って介護予防訪問看護費は算定しないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22. 初回加算(Ⅰ)	1月につき350単位を加算 ※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可			
新規に介護予防訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定介護予防訪問看護事業所の看護師が初回の介護予防訪問看護を行った場合であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22-2. 初回加算(Ⅱ)	1月につき300単位を加算 ※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可			
利用者が過去2月間(歴月)において、当該事業所から介護予防訪問看護(医療保険の訪問看護を含む。)の提供を受けていない場合であって、新たに介護予防訪問看護計画書を作成した場合であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
23. 退院時共同指導加算	当該退院又は退所につき1回に限り600単位を加算			
(1)入院又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定介護予防訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供すること。)を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定介護予防訪問看護を行った場合であること。 ・初回の介護予防訪問看護を実施した日に算定すること。なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できる。 ・テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該者又はその看護に当たる者の同意を得なければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)退院又は退所につき、1回(特別な管理を必要とする利用者については、2回)に限り算定していること。 ・2回の当該加算の算定が可能である利用者に対して複数の介護予防訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能であること。 ・複数の介護予防訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関に対し、他の介護予防訪問看護ステーション等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
(3) 初回加算を算定する場合は退院時共同指導加算は算定しないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 当該加算を算定した月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算の算定はできないこと。(特別な管理を必要とする利用者に対する場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) 退院時共同指導を行った場合は、その内容を介護予防訪問看護記録書に記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
24. 看護体制強化加算	1月につき100単位を加算			
(1) 算定日が属する月の前6月の利用者総数のうち、緊急時介護予防訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 算定日が属する月の前6月の利用者総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が20%以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 医療機関と連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましいこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) 当該加算の算定に当たっては看護師等が、加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) 訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が60%以上であることとする。(訪問看護ステーションである場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25. 口腔連携強化加算	1月に1回に限り50単位			
(イ) 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行うこと。 歯科訪問診療料の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(ロ) 次のいずれかにも該当しないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
(1)他の介護サービス事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、居宅療養管理指導事業所が、歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき6単位を加算			※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可
(1)事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所の看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)当該事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4)当該事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26-2. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき3単位を加算			※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可
(1)事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所の看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)当該事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4)当該事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
点検事項				
27. 介護職員等処遇改善加算				
次の(1)～(8)のいずれにも適合すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(1)当該事業所の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)当該事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3)介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4)当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6)当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)当該事業所の職員の任用における職責又は職務内容等の要件(当該事業所の職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二)(一)の要件について書面をもって作成し、全ての当該事業所の職員に周知していること。 (三)当該事業所の職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四)(三)について、全ての当該事業所の職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(8)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(9)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)ケアプランデータ連携システムを利用していること。 (二)連携推進法人に所属していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	